

平成24年7月10日

川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画に係る環境影響準備書に対する市長意見の公表について（お知らせ）

標記事業に係る市長意見について神奈川県知事から照会があり、これを平成24年7月10日付けで提出するとともに、同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。

1 事業者の名称及び住所

事業者の名称：東京電力株式会社

代表者の名称：代表執行役社長 廣瀬直己

主たる事務所の所在地：東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称：川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画

種類：発電所（火力発電所）の新設

規模：出力142万キロワット（71万キロワット2軸）

3 対象事業実施区域

神奈川県川崎市川崎区千鳥町5番1号

4 市長意見の公表

平成24年7月10日（火）

5 事業者問合せ先

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力株式会社 環境部 川崎地点環境調査グループ

電話 03-6373-4518

（環境局環境評価室 担当）

電話044-200-2156

川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画 に係る環境影響評価準備書に対する市長意見 平成24年7月 川崎市

川崎市長意見

「川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画」に係る環境影響評価準備書に対する知事意見の作成に際して、本市が指摘する事項について配慮されるよう要望する。

1 全般的事項

本計画は、東京電力株式会社川崎火力発電所構内において、1,500℃級コンバインドサイクル発電方式を採用した発電設備（出力：各軸50万kW、計300万kW）を設置する計画（以下「当初計画」という。）を一部変更し、建設工事着手前の2号系列2軸及び3軸に液化天然ガスを燃料とする1,600℃級コンバインドサイクル発電方式を採用した発電設備（出力：各軸71万kW、計142万kW）を増設するものである。

本計画では、電力の供給力確保と発電設備の高効率化を目的として、当初計画より燃焼温度を高温化させたことにより熱効率が向上した設備を導入することで、発電電力量（kWh）当たりの二酸化炭素排出量（以下「二酸化炭素排出原単位」という。）は約4%低減するとしており、窒素酸化物についても、予混合型低NO_x燃焼器及び排煙脱硝装置の採用により、当初計画と同等の窒素酸化物排出濃度に抑制することで、発電電力量（kWh）当たりの窒素酸化物排出量（以下「窒素酸化物排出原単位」という。）は約3%低減するとしている。

しかしながら、当初計画と比較して発電設備の出力が増加することに加えて、設備利用率が高くなることから、窒素酸化物排出量は、当初計画と比較して増加する計画となっている。また、対象事業実施区域周辺は、固定発生源対策やディーゼル車排出ガス規制等により、徐々に改善が見られるものの、二酸化窒素に係る環境基準は、未だ十分に達成されているとは言えない地域である。このような計画内容や地域特性を有するにもかかわらず、窒素酸化物排出原単位の優れた汽力方式ではなく、1,600℃級コンバインドサイクル発電方式を採用した経緯等を環境影響評価書（以下「評価書」という。）で明らかにする必要がある。また、既存設備を含めて、排煙脱硝装置の効率向上や最新技術の導入などにより、窒素酸化物排出量の一層の削減対策に取り組む必要がある。さらに、この削減対策については、継続した取組が求められていることから、その内容については、適宜公表する必要がある。

また、川崎市地球温暖化対策推進基本計画では、市域内だけでなく地球全体での温室効果ガス削減に貢献することを推進している。このため、法対象事業者として、温室効果ガス排出抑制のための基本的な考え方やそれによる温室効果ガス排出量の低減効果を評価書で明らかにする必要がある。

2 個別事項

(1) 大気質

本計画では、当初計画と比較して窒素酸化物排出原単位は低減されるものの、窒素酸化物排出量は増加する計画となっている。このため、川崎火力発電所全体で窒素酸化物排出量の削減が求められていることから、1,500℃級コンバインドサイクル発電設備の窒素酸化物排出濃度5ppmを10%低減するなど、準備書についての意見の概要等で述べている更なる削減対策の内容を評価書で明らかにする必要がある。

(2) 水質

復水器冷却水の取放水温度差の管理等に当たっては、温度の測定箇所、測定方法及び温度差の評価方法並びに温度差を維持するための制御方法を評価書で明らかにする必要がある。

(3) 動物

対象事業実施区域内の放水口付近でコチドリの営巣が確認されている。このため、当該営巣が確認された地点及びその周辺を繁殖地及び採餌場として整備を行うとしているが、この整備に当たっては、砂礫地の裸地状態の維持方法や捕食者対策など、専門家の意見を踏まえて、適切に生息環境の維持管理を行う必要がある。

また、対象事業実施区域内の他の地点で新たにコチドリの営巣が確認された場合は、工事中、供用時に限らず、当該地点周辺の立ち入りを制限するなどの環境保全措置を講ずる必要がある。

(4) 温室効果ガス等

本計画では、二酸化炭素の排出量を低減するため、液化天然ガスの使用や高効率発電設備の採用により二酸化炭素排出原単位の低減を図るとしているが、温室効果ガスの削減に向けてあらゆる取組が求められていることから、川崎火力発電所内の様々な活動を通じて、温室効果ガスの削減に寄与する取組を評価書で明らかにする必要がある。

(5) その他（環境監視計画）

環境保全措置に係る環境監視計画に工事中のコチドリの営巣状況を監視項目に選定しているが、対象事業実施区域内の放水口付近でコチドリの営巣が確認された砂礫地の裸地環境を維持するとしていることから、供用時においても、コチドリの営巣状況を監視項目として追加する必要がある。

参考

○ 環境影響評価に関する手続経過

平成21年	9月 3日	川崎市長あて環境影響評価方法書の送付	
	9月 4日	方法書公告 環境影響評価法に基づく縦覧開始 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始	
	10月 5日	環境影響評価法に基づく縦覧終了	
	10月19日	環境影響評価法に基づく意見書の締切日 神奈川県条例に基づく縦覧終了	
	11月 4日	環境影響評価方法書についての意見の概要と 事業者の見解の受理 神奈川県知事から市長意見提出に係る照会	
	11月 9日	市長意見作成のため市長から川崎市環境影響 評価審議会あて諮問	
	12月 9日	川崎市環境影響評価審議会から市長あて答申	
	12月17日	市長意見を神奈川県知事あて提出	
	平成24年	1月19日	川崎市長あて環境影響評価準備書の送付
		1月20日	準備書公告 環境影響評価法に基づく縦覧開始 神奈川県環境影響評価条例に基づく縦覧開始
		2月20日	環境影響評価法に基づく縦覧終了
		3月 5日	環境影響評価法に基づく意見書の締切日 神奈川県条例に基づく縦覧終了
		4月 2日	環境影響評価準備書についての意見の概要と 事業者の見解の受理
4月 3日		環境影響評価準備書についての意見の概要と 事業者の見解の公告、縦覧開始	
4月 4日		神奈川県知事から市長意見提出に係る照会	
4月11日		法対象公聴会開催の公告	
5月 2日		環境影響評価準備書についての意見の概要と 事業者の見解の縦覧終了	
5月 6日		公述及び傍聴申出の締切り	
5月20日		法対象公聴会の開催 公述人 2人、傍聴人 10人	

5月29日 市長意見作成のため市長から川崎市環境影響
評価審議会あて諮問
7月 3日 川崎市環境影響評価審議会から市長あて答申
7月10日 市長意見を神奈川県知事あて提出

○ 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成21年 11月 9日 審議会（方法書事業者説明及び審議）
12月 8日 審議会（方法書答申案審議）

平成24年 5月29日 審議会（準備書事業者説明及び審議、現地視察）
7月 2日 審議会（準備書答申案審議）